

平成30年度第1回越前町地域公共交通会議

日時：平成30年6月19日(火)

午前10時から

場所：越前町生涯学習センター

2階 会議室1・2

会 議 次 第

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 委嘱状の交付（任期 H30. 6～H32. 3）
4. 説明事項
越前町地域公共交通会議の役割について
5. 協議事項
 - (1) 会長および副会長の選任について
 - (2) 平成29年度コミュニティバスおよび路線バスの状況について
 - (3) コミュニティバス停留所の新設および名称変更について（報告）
6. その他
 - ・福井鉄道 路線バスダイヤ改正について
 - ・コミュニティバス運行形態の検討について
7. 閉会

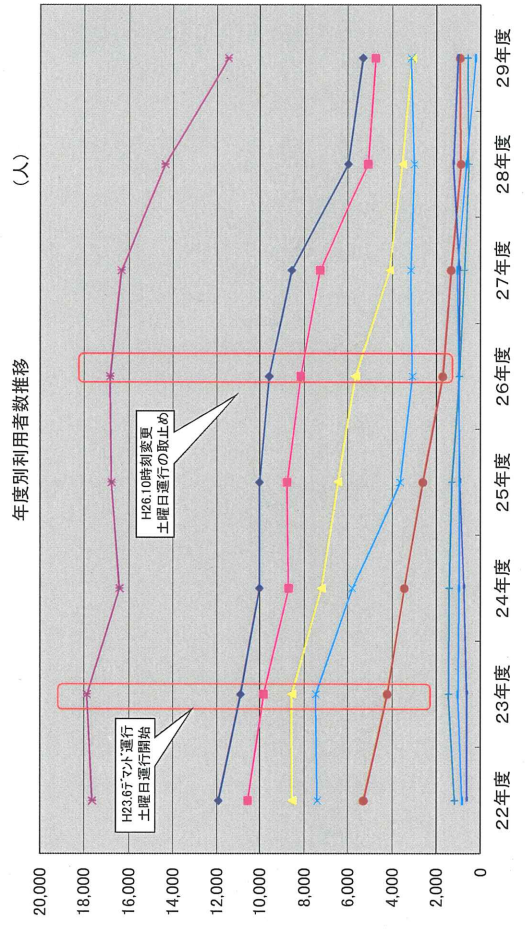
コミュニティバスの状況

ルートごととの利用者数の推移

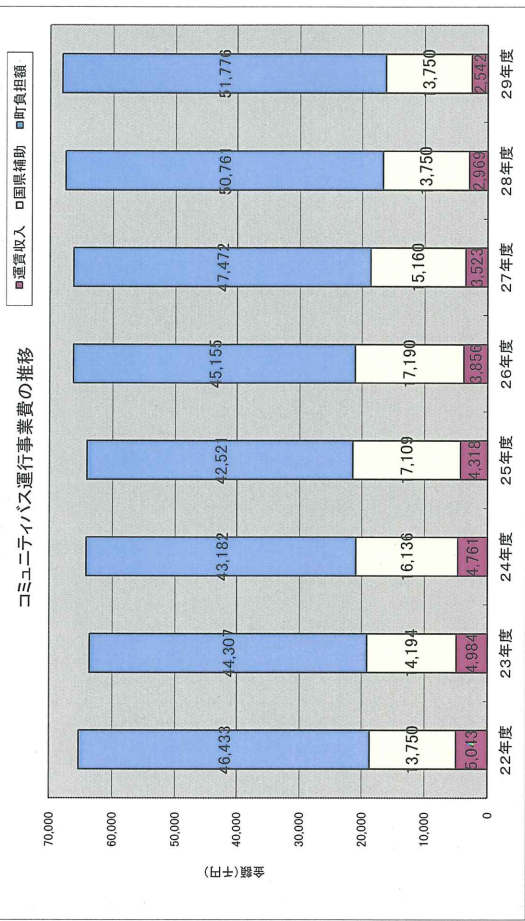
(単位:人)

ルート	平成28年度 (308日間)												平成29年度 (308日間)												28年度 年間 (308日)	29年度 年間 (308日)									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
環状右	550	496	481	523	503	550	553	524	479	391	418	508	506	512	454	541	491	507	420	397	304	221	478	5,976	5,334										
環状左	461	452	433	423	407	457	435	450	408	389	376	441	448	445	427	442	465	442	414	339	286	206	396	5,112	4,779										
朝日巡回	311	291	275	319	268	295	272	298	305	282	295	325	298	303	296	288	269	268	279	212	183	149	262	3,536	3,091										
宮崎巡回	264	264	234	233	188	236	205	259	255	295	254	304	222	225	256	258	295	304	289	342	280	132	302	2,991	3,138										
越前巡回	1,358	1,241	1,292	1,238	1,437	1,264	1,197	1,064	1,129	958	1,067	1,112	1,034	1,062	1,048	1,024	1,098	1,015	962	908	781	568	914	14,357	11,449										
織田巡回	58	68	86	72	74	75	90	69	77	73	85	75	82	101	97	85	78	102	106	103	54	28	61	902	943										
朝日乗り合い	46	47	18	31	32	52	59	56	57	39	63	48	40	45	36	36	44	52	68	71	38	48	60	548	592										
越前乗り合い	105	78	105	98	119	101	107	117	85	94	114	119	95	107	109	92	90	90	88	66	74	47	93	1,242	1,041										
織田乗り合い	57	41	68	59	51	62	57	56	61	52	46	45	52	33	28	23	23	19	13	3	2	2	5	655	231										
合計	61,891	63,146	63,950	61,935	54,738	51,477	47,998	43,585	41,204	3,210	2,978	2,992	2,986	3,079	3,092	2,975	2,893	2,856	2,553	2,718	2,977	35,319	2,774	2,827	2,827	2,707	2,899	2,818	2,808	2,689	2,330	1,947	1,401	2,571	30,598

年度別利用者数推移



コミュニティバス運行事業費の推移



路線バスの状況

ア 輸送人員と路線バス維持支援補助金

<京福バス>

路線名	起点～終点	平成28年度 (H27.10～H28.9)		平成29年度 (H28.10～H29.9)		比較増減 (29年度－28年度)	
		輸送人員 (人)	町補助金 (千円)	輸送人員 (人)	町補助金 (千円)	輸送人員 (人)	町補助金 (千円)
西田中宿堂線(国)	天王～福井駅	54,312	0	53,831	0	△ 481	0
茱崎線 (国)	水仙ランド～福井駅	55,028	621	53,757	589	△ 1,271	△ 32
清水西田中線(県)	天王～プラント3	1,091	2,470	1,455	2,346	364	△ 124
清水織田線(県)	織田～プラント3	722	7,169	807	6,881	85	△ 288
西田中宿堂線(町)	天王～宿堂	677	3,306	305	3,232	△ 372	△ 74
西田中宿堂線(町)	天王～八ツ俣	1,337	2,380	2,166	2,236	829	△ 144
ほやほや西田中(県)	天王～プラント3	1,732	619	1,294	511	△ 438	△ 108
ほやほや織田(県)	織田～プラント3	2,630	1,444	2,421	1,237	△ 209	△ 207
ほやほや茱崎(県)	水仙ランド～若杉	6,665	494	6,623	575	△ 42	81
合計		124,194	18,503	122,659	17,607	△ 1,535	△ 896

<福鉄バス>

路線名	起点～終点	平成28年度 (H27.10～H28.9)		平成29年度 (H28.10～H29.9)		比較増減 (29年度－28年度)	
		輸送人員 (人)	町補助金 (千円)	輸送人員 (人)	町補助金 (千円)	輸送人員 (人)	町補助金 (千円)
武生越前海岸線(国)	かれい崎～越前武生	91,262	2,697	90,790	7,486	△ 472	4,789
福浦線 (国)	かれい崎～田原町	66,599	949	66,760	2,188	161	1,239
鯖浦線 (県)	かれい崎～神明	40,177	4,887	38,225	5,114	△ 1,952	227
(国)	かれい崎～JR北鯖江						
鯖浦線 (県)	織田～神明	32,901	12,389	31,458	11,753	△ 1,443	△ 636
(国)	織田～JR北鯖江						
安養寺線 (県)	越前岬～越前武生	15,565	670	12,320	488	△ 3,245	△ 182
合計		246,504	21,592	239,553	27,029	△ 6,951	5,437

※輸送人員:運行事業者が算出した推計値を記載

【路線バスの維持対策】

イ 高齢者の運賃補助

70歳以上の高齢者と心身障がい者が、町内区間に限り1乗車100円で乗車できるよう
路線バス運賃補助券1枚につき400円を京福バスと福鉄バスに補助 (単位：千円)

補助先	平成28年度 (H28.4~H29.3)	平成29年度 (H29.4~H30.3)	比較増減 (29年度-28年度)	摘要
京福バス	189	238	49	
福鉄バス	8,450	8,400	△ 50	
合計	8,639	8,638	△ 1	

ウ 通学定期券の購入補助

定期券の購入額から5千円に定期券の有効月数を乗じた額を控除した額を補助
年額最高60,000円で定期券を購入することができる (単位：千円)

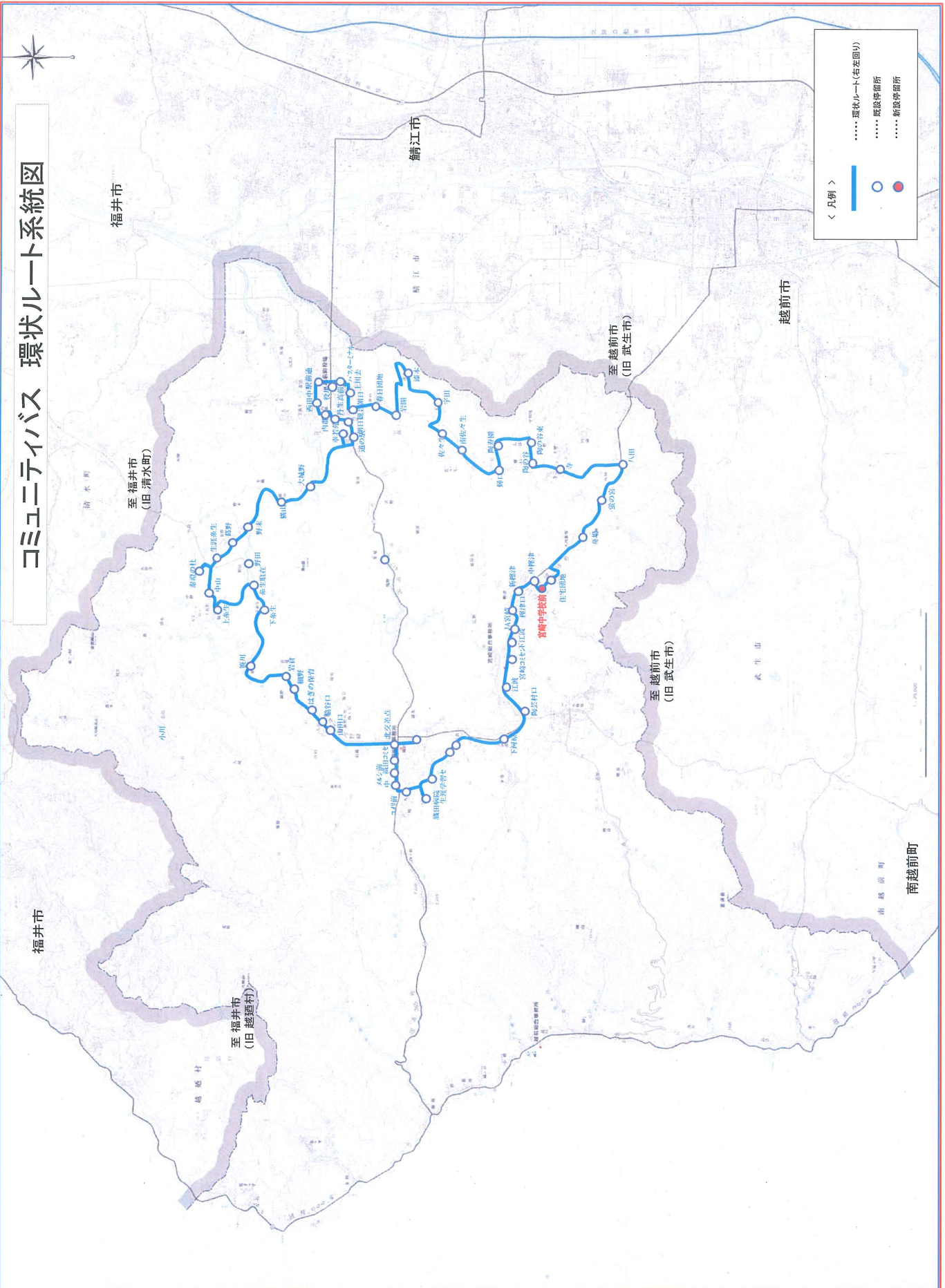
地区名	平成28年度 (H28.4~H29.3)	平成29年度 (H29.4~H30.3)	比較増減 (29年度-28年度)	摘要(延べ人数)
朝日地区	4,671	4,646	△ 25	H28:95人 H29:50人
宮崎地区	5,083	6,934	1,851	H28:65人 H29:80人
越前地区	11,772	12,711	939	H28:94人 H29:86人
織田地区	7,775	9,123	1,348	H28:94人 H29:95人
合計	29,301	33,414	4,113	

路線バスの維持対策集計 (ア+イ+ウ)

(単位：千円)

項目		平成28年度	平成29年度	比較増減 (29年度-28年度)
ア 路線バス維持支援 補助金	京福バス	18,503	17,607	△ 896
	福鉄バス	21,592	27,029	5,437
	小計	40,095	44,636	4,541
イ 高齢者の運賃補助		8,639	8,638	△ 1
ウ 通学定期券の購入補助		29,301	33,414	4,113
小計		37,940	42,052	4,112
合計		78,035	86,688	8,653

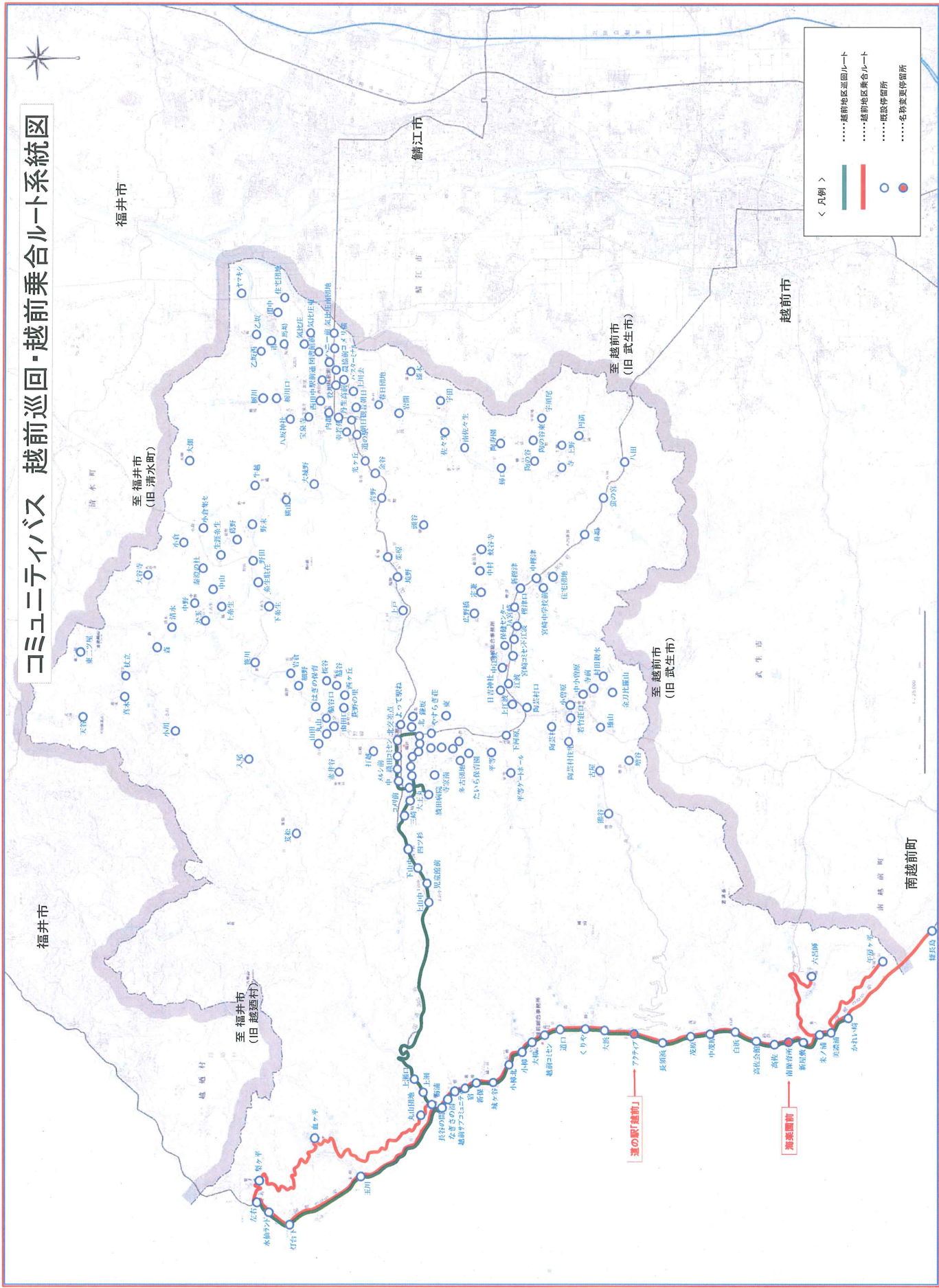
コミュニティバス 環状ルート系統図



< 凡例 >

- 環状ルート(右左回り)
- 既設停留所
- 新設停留所

コミュニティバス 越前巡回・越前乗合ルート系統図



< 凡例 >

- 越前地区巡回ルート
- 越前地区乗合ルート
- 既設停留所
- 名称変更停留所

○越前町地域公共交通会議設置要綱

平成19年5月30日訓令第10号

改正 平成22年3月25日訓令第5号

平成23年3月25日訓令第7号

平成24年10月31日訓令第28号

平成27年3月23日訓令第7号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、越前町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 越前町長又はその指名する者
- (2) 福井県知事又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人福井県バス協会
- (5) 社団法人福井県タクシー協会
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 福井運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1名を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。

(協議が調った事項の軽微な変更等)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、次に掲げる軽微な変更等は、交通会議での協議を省略することができる。

- (1) 停留所の名称の変更
 - (2) ルートの変更を伴わない停留所の新設、廃止、位置変更等
 - (3) 停留所の新設、廃止を伴わないルートの変更
 - (4) 第2号又は前号の変更等に伴う部分的な運行時刻の修正
- 2 前項の規定により軽微な変更等を行ったときは、次の会議においてこれを報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成22年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月31日訓令第28号)

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

越前町地域公共交通会議委員名簿（平成30年度）

任期：平成30年6月19日から平成32年3月31日まで

（敬称略）

NO.	役職名等	氏名	越前町地域公共交通会議設置要綱			
1	越前町長	内藤 俊三	第3条第2項第1号	越前町長又はその指名する者		
2	福井県 交通まちづくり課長	龍田 光幸	第3条第2項第2号	福井県知事又はその指名する者		
3	京福バス(株)部長	矢部 良智	第3条第2項第3号	一般乗合旅客自動車運送事業者		
4	(公社)福井県バス協会 理事	福山 真也	第3条第2項第3号 ・第4号	(公社)福井県バス協会		
5	(一社)福井県 タクシー協会理事	武内 隆敏	第3条第2項第5号	(一社)福井県タクシー協会		
6	朝日地区	阪下 登代治	第3条第2項第6号	住民又は利用者の代表		
7		時田 和一良				
8	宮崎地区	西野 千信				
9		内田 寛治				
10	越前地区	島 絹代				
11		内藤 俊穂				
12	織田地区	小柳 千代				
13		山下 和雄				
14	中部運輸局福井運輸支局 首席運輸企画専門官	畑 憲治			第3条第2項第7号	福井運輸支局長又はその指名する者
15	福井県交通運輸産業 労働組合協議会幹事	為沢 和憲			第3条第2項第8号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
16	越前町議会議員	伊部 良美			第3条第2項第9号	学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
17	越前町 身体障害者協会長	吉村 春男				
18	福井県立大学 経済学部教授	浅沼 美忠				
19	鯖江警察署交通課長	田邊 将敬				
20	福井県丹南土木事務所 鯖江丹生土木部 管理用地課長	山崎 英雄				